
運営指導の状況について

資料 5

地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所運営指導の状況について

- ・介護保険法第 23 条に基づきサービスの質の確保・向上および保険給付の適正化を図ることを目的とする。
- ・国の「介護保険施設等指導指針」(令和4年3月 31 日)においては、指定有効期間に少なくとも 1 回を基本とする。米原市においては、3～4年に1回、指定有効期間に2回を目安に計画している。

| 運営指導の状況 | 地域密着型サービス | 事業所数 | R2 | R3 | R4 |
|---------|-------------------------|--------------|----|----|----|
| | | 地域密着型通所介護事業所 | 12 | 2 | 5 |
| | (予防)認知症対応型通所介護事業所 | 6 | 1 | — | — |
| | (予防)小規模多機能型居宅介護事業所 | 6 | — | — | — |
| | (予防)認知症対応型共同生活介護事業所 | 10 | — | 1 | — |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 | 1 | — | 1 | — |
| | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 1 | — | 1 | — |
| | 居宅介護支援事業所 | 15 | 2 | 5 | 4 |
| | 計 | 48 | 5 | 13 | 7 |

※事業所数は R4 現在

※運営指導は実地に行くことを想定されていますが、実地でなくても確認できる内容については、オンライン等を活用することが可能とされたため、「実地指導」から「運営指導」に名称が変更

主な指摘事項

- ・重要事項説明書等の交付文書の字句修正
- ・ケアプラン作成にかかる一連の手続きについての適切な事務処理
- ・令和3年度の改正に伴う対応(業務継続計画の策定、虐待防止の対応、ハラスメント対応)